

地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備  
（施設整備相談・設計・監理）業務委託  
指定登録事業者募集（公募型プロポーザル）

募集要項

令和3年1月

地方独立行政法人大阪市博物館機構

## 目次

1. 事業名称	3
2. 業務委託について	3
3. 対象施設	4
4. 事業内容	4
5. 契約業務に関する事項	6
6. 参加資格等	7
7. スケジュール	7
8. 参加手続き等に関する事項	8
9. 選定に関する事項	12
10. その他	12
11. 提出先等	12

## 1. 事業名称

地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備相談・設計・監理）業務  
委託指定登録事業者募集（公募型プロポーザル）

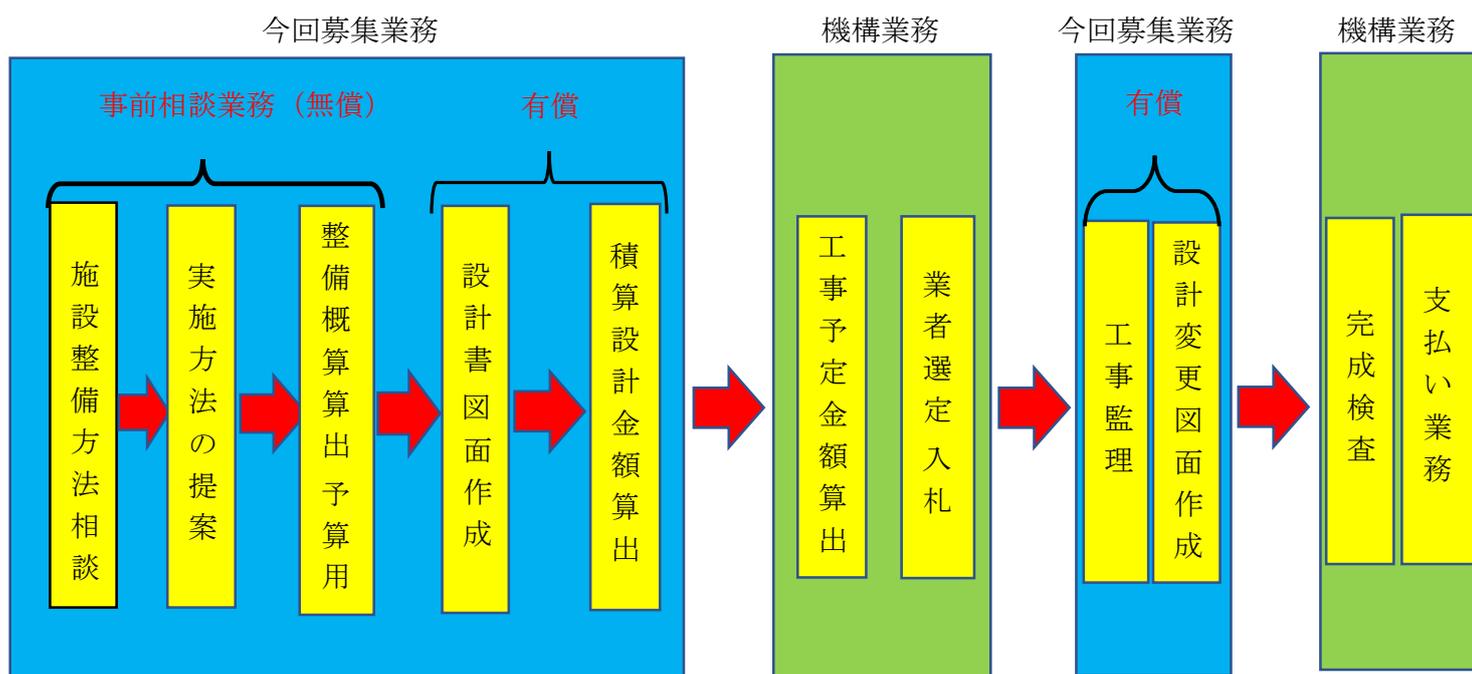
## 2. 委託業務について

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）では、機構が保有する博物館、美術館の運営にあたり、来館者の利便性や安全性を確保するとともに、展示品や収蔵品の環境管理のため、適切かつ確実に施設整備を行う必要があります。

本業務委託指定登録事業者には、民間事業者の持つ建築物の整備に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活かして、施設整備に係る事前相談対応、実施設計図書等の作成や数量積算、数量積算に基づく設計金額の算出、工事監理等の業務を実施していただきます。（参加者の中から1事業者選定）

なお、募集で指定登録された事業者には、施設整備計画に基づく施設整備に係る事前相談業務は無償で、施設整備の改修工事に係る設計及び工事監理は随意契約にて有償で行っていただきます。（新築・増築・大規模改修を除く）

※全ての事前相談業務が設計業務並びに工事監理業務を行うとは限りません。



### 3. 対象施設

#### 大阪市立美術館

本館 SRC 造 地下 1 階地上 3 階建 12,726.1 m<sup>2</sup>

新館 RC 造 地下 3 階建 4,885.4 m<sup>2</sup>

#### 大阪市立自然史博物館

本館 SRC 造・S 造 地上 3 階・地下 1 階 7,066.01 m<sup>2</sup>

新館 SRC 造 地上 2 階・地下 1 階 5,000.00 m<sup>2</sup>

#### 大阪市立東洋陶磁美術館

本館 RC 造 地上 2 階・地下 1 階 2499.00 m<sup>2</sup>

新館 RC 造 地上 3 階・地下 1 階 1423.00 m<sup>2</sup>

#### 大阪市立科学館

SRC 造・S 造 地上 4 階・地下 1 階・塔屋 3 階 9,356.45 m<sup>2</sup>

#### 大阪歴史博物館

SRC 造 地上 13 階地下 3 階 23,606.54 m<sup>2</sup>

※ 令和 4 年度以降以下の施設が追加される。

#### 大阪中之島美術館

S 造 地上 5 階 17,305 m<sup>2</sup>

※ 各館平面図は CAD データ有、竣工図(製本)は各館保管

### 4. 事業内容

指定登録事業者に行っていただく事業は、経常的に実施していただく施設整備相談業務（以下「事前相談業務」という。）と、機構からの随意契約に基づき実施していただく設計・監理業務（以下「契約業務」という。）に分かれます。

#### (1) 指定登録方法

選定後機構と覚書を締結し、指定登録とします。

#### (2) 業務の種類

##### ① 事前相談業務（無償）

機構保有の施設整備計画に基づいた施設整備の相談対応、施設整備の実施方法の提案など、機構が実施方針を決定する際の支援、工事概算（設計委託料・工事監理費を含む）の算定等

##### ② 契約業務（有償）

・設計業務

工事設計図書の作成、数量積算、設計金額の算出や設計変更への対応等  
 (当初設計に含まれていない内容に関する設計変更業務については、必要な  
 経費を追加した上で実施していただきます。)

・監理業務

工事の立会、工程管理、検査の支援、工事業者からの提出書類や試験結果  
 報告の内容確認、試験結果報告書の送付準備、特定行政庁の指示による立会  
 に対する協力等

(3) 事業実施にあたって遵守すべき法令一覧

建築士法、労働基準法、建築基準法、施設維持や設備保守点検に関する各種法  
 令、その他関係法令、要綱、要領等

(4) 守秘義務

指定登録事業者は、本事業の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしては  
 いけません。指定登録期限後及び指定登録解除後も同様とします。なお、指定登  
 録に先立ち、守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

(5) 委託実績

ア 令和元年度・令和2年度設計委託実績及び工事監理委託実績（予定も含む）

	設 計		監 理		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和元年度	5	26,928,420	1	550,000	
令和2年度	6	39,590,000	4	9,280,000	予定
令和3年度	2		4		予定
令和4年度	4		4		予定
令和5年度	3		3		予定

イ 予定業務内容（設計のみとし工事監理は除く）

年 度	種 目	内 容	備 考
令和3年度	空調設備	エアハンドリングユニット 2台更新	制御機器も含む
	給排水設備 建築	トイレ改修	
令和4年度	給排水設備	給水ポンプ更新	制御機器も含む
	空調設備	空冷エアコン更新	

	建築	外壁変性シリコン更新	
	空調設備	プレハブ冷凍庫・冷蔵庫更新	
令和5年度	空調設備	空調機器更新	
	空調設備	空調機器更新	
	弱電設備	ITVカメラ更新	操作架も含む

(6) 指定登録期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（1年間）

3年を超えず登録を更新することができる。

但し、更新する場合3ヵ月前までに機構より書面で通知します。

5. 契約業務に関する事項

(1) 各業務における契約の方法

- ① 地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則の規定に基づき、業務委託契約（設計・工事監理）を随意契約にて締結します。契約内容は、仕様書に基づき、機構と指定登録事業者が協議のうえ決定します。
- ② 各年度の前算が減額された場合又は成立しない場合には、契約内容の一部変更又は契約締結の取り止め、契約解除をする場合があります。
- ③ 契約の締結に際し、万一、参加書類等の記載に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を講じることがあります。また、機構が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 業務委託料の支払い

契約業務に係る経費については、各業務完了後の支払いとします。契約業務に係る経費とは、各業務の完了後にその業務に対する対価として支払われる費用であるため、各業務を履行していただいた後、完了払いすることとなります。

※ 上記に示す経費には、消費税相当額を含みます。

(3) 再委託について

- ① 指定登録事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を含む）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、機構に届出しなくともよいものとします。
- ② 指定登録事業者は、上記①に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により機構へ届出なければなりません。

- ③ 指定登録事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。なお、再委託の相手方は、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止期間中の者、又は地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

※ 「地方独立行政法人大阪市博物館機構「建築設計業務委託契約書」及び「建築工事監理業務委託契約書」に規定する「主たる部分」とは、業務に係る総合的企画、業務遂行管理及び業務の手法の決定等を指し、指定登録事業者はこれを再委託することはできません。

## 6. 参加資格

以下の要件を満たす法人であることが必要です。個人での参加はできません。

令和2・3・4年度大阪市入札参加有資格者名簿

測量・建設コンサルタント等

「300 建築設計・監理 301 一級」及び「400 設備設計・監理」の種目で登録されており、指名停止を受けていないこと

大阪市電子調達システムホームページ

URL：<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

(「各種資料・ダウンロード」のページをご参照ください。)

- ※ 本指定登録事業者は、自ら設計に関与した工事案件については入札参加することができません。

## 7. スケジュール

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ・ 公募開始             | 令和3年1月25日(月) |
| ・ 質問受付締切           | 令和3年2月8日(月)  |
| ・ 質問に対する回答         | 令和3年2月12日(金) |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限    | 令和3年2月17日(水) |
| ・ 参加資格決定通知         | 令和3年2月24日(水) |
| ・ 申込書の提出期限         | 令和3年3月15日(月) |
| ・ 審査委員会 (参加者ヒアリング) | 令和3年3月中旬(予定) |
| ・ 選定結果通知           | 令和3年3月下旬(予定) |
| ・ 指定登録             | 令和3年4月1日(木)  |

## 8. 参加手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

#### ① 受付期間

令和3年2月8日（月） 17：00迄

#### ② 提出方法

質問票(様式1)に記載し、電子メールにて提出してください。

電話等による質問は受け付けません。なお、電子メールを送付した場合、必ず電話にて電子メール到着の確認をしてください。

#### ③ 提出先電子メールアドレス

[shisetu@ocm.osaka](mailto:shisetu@ocm.osaka)

電話：06-6940-4301

#### ④ 回答

質問に対する回答は、寄せられた質問の要旨とあわせて、機構ホームページにおいて、令和3年2月12日（金）に掲載します。（質問者名は掲載しません。）

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ① 受付期間（郵送のみ受付）

令和3年2月17日（水）17:00 必着

#### ② 提出書類

(ア) 参加申請書（様式2）

(イ) 誓約書（様式3）

(ウ) 守秘義務を遵守する旨の誓約書（様式4）

(エ) 事業者実績等調書(様式5-1, 5-2)

業務実績が確認できる資料（契約書及び設計図書・仕様書等のうち本調書に記載する内容が確認できる部分の写し）を添付してください。

#### ③ 提出部数

正本：1部

A4 ファイル綴じ（紙製ファイル）

A4 ファイルの背表紙には、「地方独立行政法事大阪市博物館機構施設整備(施設整備相談・設計・監理)業務委託指定登録業者募集(公募型プロポーザル)参加申請書」「法人名」を記載してください。

④提出場所（郵送のみ受付）

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-32

地方独立行政法人大阪市博物館機構事務局施設管理課

※封筒に「地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備相談・設計・監理）業務委託指定登録事業者募集（公募型プロポーザル）参加申請書在中」と朱書きのこと。

⑤ 参加資格決定通知（一次審査結果通知）

令和3年2月24日（水）に電子メールにより通知します。

(3) 申込書の提出（郵送にて受付）

① 提出書類

提出期限令和3年3月15日（月）17:00 必着

なお、事業実施方針及び技術提案書については、審査委員会にて委員の面接にてのヒアリングを行います。詳細については、別途ご連絡します。

(ア) 申込書（様式6）

(イ) 配置予定管理技術者調書・配置予定技術者調書（様式7-1, 7-2, 7-3, 7-4）

配置する予定の技術者について、実績・経験等を記載してください。また、本調書に記載する保有資格及び直接的な雇用関係が確認できる証明書の写し及び業務実績が確認できる資料（契約書及び設計図書・仕様書等のうち本調書に記載する内容が確認できる部分の写し）を添付してください。（管理技術者と配置予定技術者（建築）は兼務可能）

(ウ) 事業実施方針（様式8-1, 8-2）

本事業を行うにあたっての基本的な方針

- 1) 事業に取り組む姿勢や機構を支援する体制について。
- 2) 事業担当者のチームの特徴や適性について。
- 3) 事業に取り組むにあたって、特に配慮する事項について。

※提案書等に参加者が特定できる記載は行わないでください。

(エ) 技術提案書（様式9-1, 9-2）

機構が保有する博物館、美術館の施設整備の業務を実施するにあたり、収蔵品の環境管理、日常的に利用する来館者の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要があることから、次の点について提案してください。

※提案書等に参加者が特定できる記載は行わないでください。

次のテーマ1・2・3の技術に関する提案

テーマ1：運営中の博物館改修工事において考慮すべき安全対策や事故防止策に関する工事手法の考え方について

テーマ2：博物館の既施設整備において、LCCや維持管理を意識した設計について

テーマ3：上記に記載されている技術提案以外に特記すべき技術提案について

※様式の記載事項をよく読み、内容を遵守してください。不備の程度によっては、事業実施方針及び技術提案書の評価において減点の対象となることがあります。

(カ) 業務実施価格提案書（様式10）

「契約業務」に示す経費（契約業務に係る経費）に関して、次に掲げる図面作成に係る経費について、実施価格を提案してください。

図面には令和元年度となっておりますが令和2年度の設計委託業務として価格提案願います。（消費税相当額は除く）〔今後の設計委託料の参考とします。〕

大阪歴史博物館構内電話交換機更新工事に係る設計委託業務  
別紙図面参考

設計概要：新旧構内電話交換機及び構内電話交換機用直流電源装置更新

PHS アンテナの更新

固定電話用ローゼット増設

設計条件：A1 図面にて作成

令和2年度単価にて積算

展示室等の調査は週1回の休館日に行う。

収蔵庫の調査は、休館日以外の指定日で行う。

その他の場所（電話交換機室含む）の調査は休館日以外で行う。

PHS アンテナ新旧の互換性はなく、同アンテナ更新工事も週1回の休館日に行うため、工事中新旧のPHSのアンテナが混在するが新旧のPHS用携帯電話にて内線電話ができるようすること。（既設背張り製本あり）

PHS アンテナ露出 B3階～1階、3階、11階、屋上

PHS アンテナメッシュ天井内設置 6階～10階

PHS アンテナ化粧ボード天井内設置

2階、4階、5階、12階

各階平面図はCADデータ有

## ①提出部数

### (ア) 正本：1部

A4 ファイル綴じ・インデックスラベルの貼付は不要です。

「8. (3). ①提出書類」の順に整理して提出してください。

また、A4 ファイルの背表紙には、「地方独立行政法事大阪市博物館機構施設整備(施設整備相談・設計・監理)業務委託指定登録事業者募集(公募型プロポーザル)申込書」「法人名」を記載してください。

### (イ) 副本：6部(正本の複写でも可)

1) 「8. (3). ①提出書類」の順に整理して提出してください。なお、

1部ごとにA4ファイルに綴じ、項目ごとに右端にインデックスラベルを付けるなど、わかりやすいものにしたうえで提出してください。

また、A4ファイルの背表紙には、「地方独立行政法事大阪市博物館機構施設整備(施設整備相談・設計・監理)業務委託指定登録事業者募集(公募型プロポーザル)申込書」を記載してください。

なお、申込書について、参加者名等の記載は正本のみとし、副本には記載しないでください。また、提案書等に参加者が特定できる記載は行わないでください。

- ・理由の如何を問わず、提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類に不備があった場合、審査の対象とならない場合があります。
- ・必要に応じて、提案内容の概要を公表する場合があります

## ② 提出方法

下記「③提出場先」に郵送で提出してください。

## ③ 提出先

担当：地方独立行政法人大阪市博物館機構事務局施設管理課

住所：〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番32号 大阪歴史博物館内

※封筒に「地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備(施設整備相談・設計・監理)業務委託指定登録事業者募集(公募型プロポーザル)申込書在中」と朱書きのこと。

## 9. 選定に関する事項

### (1) 審査方法・選定基準

別紙地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備相談・設計・監理）  
業務委託指定登録事業者募集（公募型プロポーザル）評価要領による。

### (2) 選定結果の通知及び公表

令和3年3月下旬に選定結果を通知する。また、選定結果を機構ホームページに掲載する。

## 10. その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。また、本目的以外には使用しない。
- (3) 提出された提出書類は、審査・指定登録予定者選定以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (5) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱及び地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (6) 指定登録予定者と指定登録することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった参加者から順に交渉を行うことができるものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (8) 参加者は、審査内容について異議申し立てはできない。
- (9) 参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 11. 問い合わせ先

### (1) 問い合わせ先

担当：地方独立行政法人大阪市博物館機構事務局施設管理課

住所：〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番32号 大阪歴史博物館内

電話：06-6940-4301

FAX：06-6940-4471

※受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。